

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【公表番号】特表2010-511396(P2010-511396A)

【公表日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2010-015

【出願番号】特願2009-539744(P2009-539744)

【国際特許分類】

A 01 G 1/00 (2006.01)

A 01 G 9/10 (2006.01)

C 08 J 9/40 (2006.01)

【F I】

A 01 G 1/00 303 E

A 01 G 9/10 B

C 08 J 9/40 C F B

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月19日(2010.11.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 75~100質量%の連続気泡メラミン／ホルムアルデヒドフォームと、

(c) 0~25質量%の、有効物質放出用の1種以上の組成物及び／又は他の添加剤と

からなり、且つ連続気泡メラミン／ホルムアルデヒドフォームがブロックの形である植物支持体。

【請求項2】

メラミン／ホルムアルデヒドフォームが廃棄物又は再利用材料である請求項1に記載の植物支持体。

【請求項3】

メラミン／ホルムアルデヒドフォームの正味の比重が4~100g/Lである請求項1又は2に記載の植物支持体。

【請求項4】

単肥又は複合肥料を含む請求項1~3のいずれか1項に記載の植物支持体。

【請求項5】

殺虫剤、殺菌剤及び成長調整剤からなる群から選択される植物保護剤を含む請求項1~4のいずれか1項に記載の植物支持体。

【請求項6】

請求項1~5のいずれか1項に記載の植物支持体において植物を成長させる植物の栽培方法。